

建築士事務所廃業等届

建築士法第23条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

指定事務所登録機関

一般社団法人 山口県建築士事務所協会 会長 様

届出義務者 住所
(法人の場合は、
法人名及び代表者
名)
氏名

届出の事由		<input type="checkbox"/> 1. 登録区分の変更 <input type="checkbox"/> イ. 個人⇔法人 <input type="checkbox"/> ロ. 一級⇔二級⇔木造 <input type="checkbox"/> 2. 法人の合併による解散 <input type="checkbox"/> 3. 開設者の破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> 4. 法人の解散（破産又は合併以外の事由による） <input type="checkbox"/> 5. 開設者の死亡（個人） <input type="checkbox"/> 6. 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 7. その他（ ）
建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	電話
	種別	<input type="checkbox"/> 1. 一級建築士事務所 <input type="checkbox"/> 2. 二級建築士事務所 <input type="checkbox"/> 3. 木造建築士事務所
現登録年月日及び番号		令和 年 月 日 山口県知事登録（ ）第 号
届出事由の生じた日		令和 年 月 日
事務所と届出者の関係		<input type="checkbox"/> 1. 建築士事務所の開設者であった者（届出の事由1.6.7.の場合のみ） <input type="checkbox"/> 2. 法人を代表する役員であった者（届出の事由2.の場合のみ） <input type="checkbox"/> 3. 破産管財人（届出の事由3.の場合のみ） <input type="checkbox"/> 4. 清算人（届出の事由4.の場合のみ） <input type="checkbox"/> 5. 相続人（届出の事由5.の場合のみ）

注 意

・届出の事由、種別及び届出者の関係欄については、該当する項目の数字・記号に✓印を付けてください。
・退職・異動等により建築士事務所を管理する建築士（管理建築士）が不在となった場合は廃業事由に該当するため、30日以内に廃業の届出をしてください。